主 対

原判決を破棄する。

被告人を原判示第一の(1)(2)及び第二の(1)の罪につき懲役四月に、原判示第二の(2)ないし(9)の罪につき懲役八月に処する。

原審の未決勾留日数中三十日を前項の後の懲役刑に算入する。

この裁判確定の日より各四年間右各刑の執行を猶予する。

原判示第二の(2)ないし(9)の罪に対する刑の執行猶予期間中被告 人を保護観察に付する。

原審の訴訟費用は全部被告人の負担とする。

₽

本件控訴の趣意は、弁護人津田晋介作成名義の控訴趣意書記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

〈要旨〉しかしながら刑法第四十五条後段は、或る罪につき確定裁判があつたときは、その罪とその裁判宣告前の犯〈/要旨〉罪とを併合罪とするという趣旨ではなく、その罪とその裁判確定前の犯罪とを併合罪とする趣旨の規定と解釈するを相当とすべきところ、原判決が証拠として挙示する前科調書(新宿区検察庁検察官作成名義)の記載によれば、被告人の前示前科は、昭和三十年九月六日に判決の宣告があり、該判決が同月二十一日確定したものであることが認められるから、原判示第二の(1)の犯罪、即ち被告人が昭和三十年九月十五日ころA所有の現金百円を窃取した罪は、右判決の確定前の犯罪にあたるものであり、従つて原判示第一の(1)(2)の窃盗罪と共に、右前科たる罪と刑法第四十五条後段の併合罪の関係にあるものといわなければならない。」

ものといわなければならない。」 然らば結局原審は併合罪に関する法律の解釈を誤つた結果、判決において前記のように併合罪の規定の適用を誤つたものというべく、原判決におけるこの法律適用の過誤が判決に影響を及ぼすことは論をまたずして明白であるから、原判決はこの点において全部破棄を免れないものである。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 谷中董 判事 坂間孝司 判事 久永正勝)